

年度別監査実績

(平成27年度～令和6年度)

令和7年4月1日
鳥取県監査委員事務局

監査種別 \ 実施年度	6	5	4	3	2	元	30	29	28	27	摘 要	制度の 創設年度
定期監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
財政的援助団体等監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和25
随時監査（臨時監査）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
行政監査	—	○	○	—	○	—	○	○	○	○	本県は平成13年度から開始（※）	平成3
共同設置機関の監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和27
直接請求による監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
議会の請求による監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
知事の要求による監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和23
住民の請求による監査	○	—	○	—	○	—	—	—	—	○		昭和23
職員の賠償責任に係る監査	—	—	—	○	—	○	○	○	○	—		昭和25
例月現金出納検査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
指定金融機関等監査	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		昭和38
決算審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
基金運用状況審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		昭和21
業務適正化評価報告書の審査	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	審査は令和2年度から開始	令和元
健全化判断比率等の審査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		平成20
包括外部監査	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	本県は平成11年度から開始	平成9

注 1 「○」は実績があるものを、「—」は実績がないものを表す。

2 実績年度は、監査結果の公表を行った年度とする。

(※)本項においては、随時監査を除くあらかじめ対象事務を特定して実施した監査について記載したものである。

【参考】監査委員制度の沿革

- 昭和21年10月 第一次地方制度の改革時に創設
- 昭和21年11月 鳥取県条例第20号鳥取県監査委員条例施行(日本国憲法公布)
- 昭和22年 4月 地方自治法施行(昭22.4.17)により、現行制度の確立
- 昭和23年 6月 鳥取県監査委員条例(第40号)施行(昭和21年10月条例を廃止)
- 平成18年 6月 地方自治法一部改正公布(監査委員定数の自由化)
- 平成18年12月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の増(4名→6名)) (平成19年4月施行)
- 平成24年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(6名→5名)) (平成24年4月施行)
- 平成29年 6月 地方自治法一部改正公布(議選監査委員の選任の義務付けの緩和等)
- 平成31年 3月 鳥取県監査委員条例一部改正(監査委員定数の減(5名→4名)) (平成31年4月施行)